

# 前回ご要望に対する結果について (土地・建設産業局)

---

# 平成27年度税制改正要望の結果(土地・建設産業局関係)

- 平成26年度において多くの基幹的土地税制が適用期限を迎えた。
- 土地市場が十分回復していない中、景気の腰折れを防ぎ、また、アベノミクスの地方展開を着実にするために、新規・拡充を最小限に絞り、これらの基幹的土地税制の存続を強く要望し、堅持。

税目	特例措置( )内は減収額の規模感)	結果
登録免許税	○土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長(本則:2%、特例:1.5%)(700億円)	・2年間(平成29年3月31日まで)延長
不動産取得税	○宅地評価土地に係る課税標準の特例の延長(1/2控除)(2,760億円) ○土地及び住宅に係る税率の特例の延長(本則:4%→特例:3%)(650億円)	・3年間(平成30年3月31日まで)延長 ・3年間(平成30年3月31日まで)延長
不動産取得税	○買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の創設(6億円)	・事業者が中古住宅を買取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修を行った後、再販売する場合に事業者課される不動産取得税の特例措置(築年月日に応じて課税標準から一定額を控除)を創設(適用期間:平成29年3月31日まで)
固定資産税等	○負担調整措置の延長 一 商業地等に係る据置特例(584億円)	○商業地等に係る負担調整措置の仕組みを3年間延長 ○税制改正大綱において、下記のとおり記載 「今後、デフレから脱却し、地価が一定程度の上昇に転じる場合には、商業地等の負担水準がばらつき、負担の不均衡が再拡大する等の問題が生じ、商業地等の据置特例等の負担調整措置の見直しが必要となると考えられる。(略) これらを踏まえ、次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、これらの課題への対処について検討を進めるとともに、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、異なる用途の土地や他の資産との間の税負担の均衡化等、固定資産税の今後を見据えた検討を行う。」
法人税等	○長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長(750億円)	○以下の内容で措置 ①一部見直し ・機械・装置を生産性向上設備投資促進税制に一元化 ・根幹は堅持しつつ、圧縮率を一部見直し(※1) ②2年3ヶ月間(平成29年3月31日まで)の延長 ※1 圧縮率の見直し内容 ・東京23区←地方(※2):70% ・首都圏近郊整備地帯等(※3)←地方:75% ・上記以外は全て現行通り存置(80%) ⇒影響額は約1% ※2 東京23区及び首都圏近郊整備地帯等を除いた地域 ※3 東京23区を除く首都圏既成市街地、首都圏近郊整備地帯、近畿圏既成都市区域、名古屋市の一部